

貴社を労務管理リスクから開放します

編集・発行 社会保険労務士 山下事務所 〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2 (毎月1回 10日頃発行) ※この記事はHPでダウンロード出来ます。



所長の山下隆二です。新年あけましておめでとございます。どこに行っても、「今年は厳しい。」の言葉ばかり。そういう時こそ、「うちの会社は上向きだ！」と思いつけることが大切。今月お伝えするテーマは、右記の通りです。貴社の労務管理にお役立て下さい。

《今月号の内容》

- ◆「労働基準法の一部を改正する法律」が成立・・・主な内容
- ◆健康保険証の切り替え時期は6月に延期
- ◆労災保険料の改定 ◆緊急雇用対策(首相官邸)

◆「労働基準法の一部を改正する法律」細かく見よう◆

「労働基準法の一部を改正する法律(平成20年法律第89号)」が第170回臨時国会で成立し、平成20年12月12日付の官報に公布されました。

施行日は平成22年4月1日です。前回に引き続き、主な改正のポイントを紹介します。

POINT① 月60時間以上の時間外労働をした場合。

◆使用者が、1ヶ月に『60時間』を超えて時間外労働をさせた場合は、その超えた時間の労働について、通常の労働時間の賃金の計算額の5割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

◆使用者が、労使協定により、上記①の割増賃金を支払うべき労働者に対して、その割増賃金の支払いに代えて、通常の労働時間の賃金が支払われる休暇(年次有給休暇を除く)を厚生労働省令が定めるところで与え、その労働者がその休暇を取得した場合は、上記①の割増賃金を支払う必要はありません。

POINT② 年次有給休暇を時間単位で取得できます。

◆使用者は、労使協定により、所定の事項を定めた場合において、労働者が年次有給休暇を、時間を単位として請求した時は、年次有給休暇の日数のうち当該労使協定で定めた日数(5日以内に限り)については、時間を単位として年次有給休暇を与えることができます。

◆労使協定で定める事項

①	時間を単位として、年次有給休暇を与えることができる労働者の範囲。
②	時間を単位として、与えることができる年次有給休暇の日数(5日以内に限り)。
③	その他、厚生労働省令で定める事項

※関連政省令は、施行日が遠いこともあり、現在のところ未確定です。

POINT③ 中小企業には暫定措置があります。

次の事業主(中小事業主)については、当分の間、前述した①の規定は適用されません。

業種	資本金の額	常用労働者数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
上記以外	3億円以下	300人以下

※中小事業主に該当するか否かは、事業所単位ではなく、会社単位で判断されます。

◆健康保険証の切り替え時期は6月に延期◆

◆昨年10月、政府管掌健康保険が行っていた業務の一部が全国健康保険協会(協会けんぽ)に移管されました。

◆移管に伴って、皆様方がお持ちになっている健康保険被保険者証は、切替えが行われることになっています。

◆ところが、切替え時期は、平成21年3月末の予定でしたが、平成21年6月頃から開始し、平成21年9～10月頃までに完了する予定とのことです。

◆時期が延期になっただけのことですが、被保険者のみならず、被扶養者の保険証を全て回収し、更に、新しい保険証を再配布しなければならないことを考えると、総務担当者の手間は避けられないようです。

◆少々早い気がしますが、「〇月〇日頃に回収予定。紛失しないよう、注意して下さい。」といったように、今のうちに社員にアナウンスしておくとも良いかも知れません。

◆また、算定基礎届の提出時期が近いことから、総務担当者自身も、予定をしっかりと確認しておくことが肝要でしょう。

◆労災保険料の改定◆

◆昨年12月、労働政策審議会(厚生労働省の諮問機関)が、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、妥当とする答申を行いました。これに伴って、来年度の労災保険料が改定されるようです。

詳しくはコチラをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/dl/h1222-2c.pdf>

◆改正のポイントは4つありますが、直接的に関係のある3つに絞ってお伝えしましょう。

①現行54業種の労災保険率の改定

労災保険率が引上げとなる業種は5業種、引下げとなる業種は38業種、据置きとなる業種は11業種です。

②労務比率の改定

船員保険が平成2受けおきによる建設の事業に係る賃金総額の算定に当たり、請負金額に乗ずる率が改定されます。

③第2種特別加入保険料率、及び第3種特別加入保険料率の改定

いずれの場合も、詳しくはコチラをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/12/dl/h1222-2c.pdf>

◆このテーマは、4月頃にもう一度お伝えします。

◆緊急雇用対策(首相官邸)◆

緊急雇用対策が発表されています。

雇止め・解雇を行った派遣労働者等に対して引き続き住宅を無償で提供する事業主への助成や、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した事業主への奨励金の支給(1人につき中小企業100万円、大企業50万円)等のほか、様々な対策が発表されています。

また、平成21年度限定ですが、雇用保険料率の引き下げ(0.4%)も予定されています。

詳しくはコチラです。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2008/1219taisaku.pdf>

あまり、見やすいとは言えませんが、厚生労働省から発表されているのはコチラです。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/other34/index.html>

◆雑感◆

お正月は、例年のごとく愛宕神社へお参りに行ってきました。

お願い事は、家内安全と事業発展。

場当たりのかも知れませんが、家内安全とは、その年も一家が安泰で災厄がなく、家運隆昌と家族全員の健康、また安定した精神に活力がみなぎることを言うそうです。

したがって、私は家内安全が幸福の基礎と考えています。

これまた毎年のごとくですが、おみくじも引きました。

結果は「中吉」。大吉の一步手前であるはずなのに、書いてあることは今一です。気になったのは「待ち人來たらず。」という文言。その傍らで、「やった、大吉！」と大喜びする人の声が…

「ん〜」とうつむきかげんで階段を降りていると、私の近くで大吉を引いた人が、階段を踏み外して転んでしまいました。どうやら、少々足をくじいた様子。「大丈夫ですか？」と声をかけるとともに、「大吉のはずなのにねえ。」と思ったりしたことも事実。

当たるも八卦、当たらぬも八卦。
前を向いて、元気に行きましょう。

＜お仕事カレンダー＞

1/10……一括有期事業開始届(建設業)

……12月分の源泉所得税・住民税特別徴収税額の納付

1/10または20……源泉所得税の特例納付(08年7月~12月)

1/末日……12月分健康保険料・厚生年金保険料の支払

……労働者死傷病報告書の提出

(休業4日未満の10~12月の労災事故)

……税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配、支払調書・法定調書合計表)の提出

……市区町村への給与支払報告書の提出

……11月決算法人の確定申告・5月決算法人の中間申告

……2・5・8月決算法人の消費税の中間申告

RNEWSに関するお問い合わせは下記まで

社会保険労務士 山下事務所

〒815-0071 福岡市南区平和2-23-2

Phone 092-982-2595 Fax 092-523-1836

E-Mail : office-sr@sr-yamashita.com

ホームページ : <http://sr-yamashita.com>

【業務案内】

★就業規則の作成変更

★401k導入支援

★人事賃金制度の構築

★セミナー／講演

★管理者研修の実施

★各種助成金の申請

★退職金制度の構築

★労働／社会保険手続

事務所は不在がちです。ご連絡は、お電話もしくはE-mailでお願い致します。